

(別表第1) 団体等の基準

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>団 体</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体であること。 ・動物愛護精神の高揚及び適正飼養の普及啓発を目的とした方針で活動を行うこと。 ・活動実績及び活動趣旨がセンターの実施する譲渡事業の趣旨と合っていること。 ・団体の代表及び新たな飼い主が決まるまで動物を飼養する者（以下、「一時飼養者という。）は成人であること。 ・動物に関する苦情、その他動物の飼養に関する法令で行政機関から口頭指導や文書指導を受けていない、または、改善済みであること（関係機関への問合せを行います。その際に、行政機関から指導を受けている場合または改善が見られない場合は登録できません。） ・飼養保管場所は動物の飼養が禁止されておらず、かつ、第二種動物取扱業の基準に準じた動物を適正に飼養できる環境であること。 ・一時飼養者の管理する動物については、終生飼養者の基準を遵守すること。 ・代表者及び一時飼養者は、センターの実施する譲渡前講習会を受講していること。 ・センターから動物の引き渡しを受けるときは、原則、飼養する一時飼養者本人または団体代表者がセンターに来所すること。 ・センターから引き渡しを受けた動物について台帳等により個体記録管理すること。 ・譲渡動物の引き渡し先として団体名等をセンターが公表することに同意できること ・その他、センターが必要と認める要件を満たしていること。 ・その他関係法令を遵守していること。 |
| <p>個 人 活 動 者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う個人であること。 ・動物愛護精神の高揚及び適正飼養の普及啓発を目的として活動を行うこと。 ・活動実績及び活動趣旨がセンターの実施する譲渡事業の趣旨と合っていること。 ・動物に関する苦情、その他動物の飼養に関する法令で行政機関から口頭指導や文書指導を受けていない、または、改善済みであること（関係機関への問合せを行います。その際に行政機関等から指導を受けている場合または改善が見られない場合は登録できません。） ・団体の基準に適合しない団体に属する者及び1年以内に属した者でないこと。 ・成人であること。 ・飼養保管場所は動物の飼養が禁止されておらず、かつ、第二種動物取扱業の基準に準じた動物を適正に飼養できる環境であること。 ・管理する動物については、終生飼養者の基準を遵守すること。 ・センターの実施する譲渡前講習会を受講していること。 ・センターから動物の引き渡しを受けるときは、原則、飼養する個人活動者本人がセンターに来所すること。 ・センターから引き渡しを受けた動物について台帳等により個体記録管理すること。 ・譲渡動物について、当該動物の引き渡し先として氏名及び活動拠点の市町村を公表することに同意できること。 ・その他、センターが必要と認める要件を満たしていること。 ・その他関係法令を遵守していること。 |